

Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業



【令和9年度要求額 3,700百万円（1,500百万円）】
※3年間で総額3,500百万円の国庫債務負担

バリューチェーンを構成する代表企業と取引先の中小企業等が連携して行う省CO2設備の導入を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、また、脱炭素経営の国際潮流において大企業では取引先のCO2排出量（Scope3）の削減の重要度が増していることを踏まえ、バリューチェーンを構成する代表企業が、取引先である複数の中小企業等と連携してScope3削減に資する省CO2設備を導入する取組を支援することで、バリューチェーン全体のCO2排出削減を強力に推進するとともに、産業競争力の強化やGX市場の創造を図る。

2. 事業内容

GX率先実行宣言をしている代表企業と、そのバリューチェーン上の連携企業（中小企業等）が連携して行う省CO2設備の導入を支援することで、バリューチェーン全体のCO2排出量を削減し、代表企業のScope3削減に貢献する。

主な要件：

- 代表企業が「GX率先実行宣言」を行っていること
- 代表企業のScope3削減目標を踏まえて、代表企業と連携企業とが、本事業実施後の連携企業のCO2排出削減について合意※1を行っていること

※1 代表企業が大企業の場合は連携企業2者以上、中堅・中小企業の場合は連携企業1者以上と合意を行うこと

補助対象： 現在の設備に対して30%以上※2の省CO2効果が見込める設備の導入

※2 本事業で導入する設備全体で30%以上の省CO2効果を満たすこと
ただし、大企業は30%以上、中堅企業は20%以上、中小企業は10%以上の省CO2効果を満たすこと

補助率： 中小企業1/2

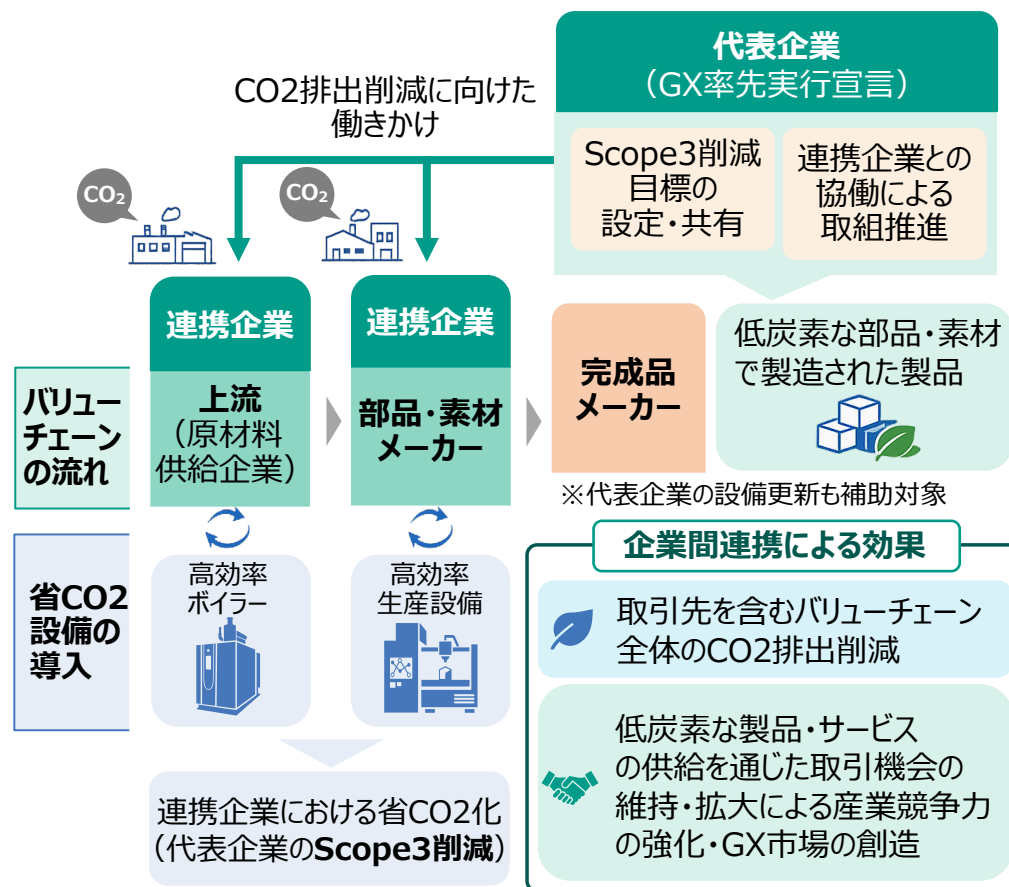
大企業1/3（「GX率先実行宣言」を行い、かつ、対策によりCO2排出量を3,000t-CO2/年以上削減する場合の補助率は1/2）

補助上限額・事業期間： 15億円（1事業者につき）、最大3カ年

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率：1/2、1/3）
- 補助対象：民間事業者・団体
- 実施期間：令和7年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先：環境省地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341